

事務連絡
平成23年4月25日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省災害廃棄物対策特別本部

災害廃棄物の処理に係る留意事項について

東日本大震災においては膨大な量の災害廃棄物が発生しているところ、その円滑かつ適正な処理が求められています。災害廃棄物に関しては、これまでもその取扱い等に関する通知が発出されているところ、今般、追加的な留意事項を下記の通りまとめました。これらについて御配慮いただくとともに、貴管内の市町村及び関連事業者等に対して周知をお願いします。

記

1. 浮沈分離法の活用について

様々な重量や種類のものが混在する災害廃棄物を迅速かつ最適に処理するためには、収集段階及び仮置場での選別作業が重要です。阪神・淡路大震災では、がれき類と木くず類に選別する効果的な方法として、浮沈分離法が用いられました。その概要を別添1の通り情報提供しますので、御活用ください。

2. 作業時の安全の確保について

災害廃棄物の処理が本格化する中、作業員、ボランティアの安全の確保が求められます。防じんマスクやヘルメット、底の丈夫な靴を着用する、肌の露出を避ける服装で作業する、カセットボンベや注射針等の危険物に注意する、複数人で動く、特に沿岸部の作業において津波情報や地震情報に注意して行うこと、等の必要な対応が行われるよう、作業員、ボランティア等に対し周知をお願いします。

また、4月22日に厚生労働省より、通知「東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について」が発出されました（別添2参照）ので、併せて情報提供いたします。この他、災害廃棄物の処理に係る労働災害等の防止について、別添3の通知が出されています。これらを参考とし、作業時の安全の防止について一層の徹底が図られるよう、御対応をお願いします。

3. 塩分を含む廃棄物の処理について

東日本大震災では、津波により海水に浸漬した廃棄物が多く、廃棄物に含まれる塩分が高いと、焼却処理によるダイオキシン類の発生や焼却施設の腐食、木質チップの利用用途の制限等が考えられます。

廃棄物から塩分を除去する方法としては、保管時に降雨（可能であれば流水）にさらすことが考えられます。過去に行われた、海岸流木から塩分を溶出する試験では、チップ状に粉碎した流木の場合、積み重ねた状態でも、蓄積 200mm の降水によって 1 %程度から 0.2%程度まで低減された、小径木についても 20mm 程度の降水が 4 回あることで低減できた、との報告*があります。
また、焼却処理では、燃焼温度を 800°C以上とすることで、ダイオキシン類の発生を抑えることができます。
参考のため、情報提供します。

* 海岸流木のリサイクルに向けたシステム提案（漂着ごみ問題解決に関する研究）

<http://www.jesc.or.jp/info/h22kakenhi/houkokusyo/s-04.pdf>

(参考) 災害廃棄物分別・処理戦略マニュアル～東日本大震災において～（一般社団法人廃棄物資源循環学会）

<http://eprc.kyoto-u.ac.jp/saigai/>

【連絡先】

環境省災害廃棄物対策特別本部

高橋、宮田

TEL 03-5521-8358 (直通)、FAX 03-5521-8359

E-mail hairi-haitai@env.go.jp